

総務財政常任委員会報告書

令和元年9月12日第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和元年11月27日

七飯町議会議長 木下 敏 様

総務財政常任委員会
委員長 池田 誠悦

記

1 事件名

- (1) 議案第46号 七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- (2) 議案第47号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

2 審査の経過

令和元年10月9日、21日、11月5日、14日、27日の5日間、委員会を開催し、総務部長、総務財政課長の出席を求め、審査を行った。

3 決定及び理由

- (1) 議案第46号 七飯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
 - ア 決定
 - 原案可決

イ 理 由

当委員会に付託された議案第46号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により、会計年度任用職員制度が創設されたことから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

会計年度任用職員とは、一会計年度を任期とする非常勤職員であって、1週間の勤務時間に応じて、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に区分される。会計年度任用職員制度が創設された趣旨としては、従前の臨時的任用職員、非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であり、自治体ごとに任用や勤務条件に関する取扱いが様々であったことから、法律上、統一的な取扱いを定めることにより、適正な任用や勤務条件を確保することとするものである。会計年度任用職員の任用、給付等の概要は、別表のとおりである。

それらを踏まえ、条例では次のように定めている。

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条―第11条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第12条―第21条）

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第22条・第23条）

第5章 雑則（第24条―第26条）

附則

第1章は、総則として、会計年度任用職員の定義等について定めている。

第2章は、フルタイム会計年度任用職員の給与について定めており、基本的な規定内容は、職員の給与に関する条例（昭和24年条例第7号）の規定と同様である。

第3章及び第4章は、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めており、パートタイム会計年度任用職員の給料については、月額、日額、時間給と給料体系が様々であることから、これらの計算方法について定めているほか、通勤に係る費用弁償及び公務のための旅行に係る費用弁償について定めている。

なお、パートタイム会計年度任用職員とは、1週間当たりの勤務時間が正職員の勤務時間より短い会計年度任用職員をいうものである。

第5章は、雑則規定を定めている。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行することを定めている。

委員からは、条例制定後の制度の運用方針について質疑があったところである。

これに対し、町として現在考えている制度の運用としては、来年度については、現在より少ない勤務時間数によって採用を行うが、来年度中に、その職の業務内容等について改めて精査をし、その職に応じた勤務時間、勤務日数を割り出した上で、勤務条件等を見直していきたいとの回答であった。

以上のことを留意の上、条例の内容を審査したところ、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度の創設に伴う条例の制定であることから、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、会計年度任用職員制度の運用に当たっては、今後の給与体系や勤務条件等について、在職している嘱託職員、臨時職員への周知を十分に行うとともに、運用方針が未定である箇所が一部で見受けられるが、昨今の財政状況を踏まえた上で、慎重に定めることを望むものである。

また、今後の条例提案に当たっては、運用方針等の細部まで十分な検討を行った上で、提案するよう強く望むものである。

(2) 議案第47号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

ア 決 定

原案可決

イ 理 由

議案第46号においては会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定められたところであるが、議案第47号においては会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係する次の10本の条例の一部改正を整備条例として定めたものである。

- ①七飯町職員定数条例（昭和24年公布）
- ②七飯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第42号）
- ③職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第22号）
- ④職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第23号）
- ⑤職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第18号）
- ⑥職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）
- ⑦公益的法人等への七飯町職員の派遣等に関する条例（平成15年条例第36号）

⑧職員の給与に関する条例（昭和24年条例第7号）

⑨七飯町職員の旅費に関する条例（平成11年条例第25号）

⑩企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和51年条例第15号）

いずれの条例も会計年度任用職員制度の創設に伴う必要な改正が行われている。

以上のことを留意の上、条例の内容を審査したところ、いずれの条例も会計年度任用職員制度の創設に伴う条例改正であることから、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

会計年度任用職員制度移行に伴う概要

別紙

項目	臨時・嘱託職員（現状）		会計年度任用職員	
	臨時的任用職員	嘱託職員	フルタイム職員	パートタイム職員
(1) 任用	6 か月	1 年	一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職 (再度の任用は可能)	
			正職員と1週間の勤務時間が同一時間で勤務する者	勤務時間が正職員より1週間当たり1分でも短い時間で勤務する者
(2) 給料	賃金等単価一覧表による。北海道の最低賃金を参考に算出した独自表により支給	定数内職員（以下「正職員」という。）の給料表に準じた給号俸により給料を支給	正職員と同様に行政職給料表を適用し支給【給料】	月額、日額、時間給をフルタイム職員と同様に行政職給料表を適用し基準月額を定め、月額、日額、時間給の各算出方法により得た額で支給する。【報酬】
	昇給	昇格なし	定額のため昇給なし ※一部の職員で昇給あり	2号俸昇給
(3) 手当	特殊勤務手当		○	○ (報酬)
	通勤手当	○	○	○ (費用弁償)
	時間外勤務手当	○	○	○ (報酬)
	休日勤務手当	○	○	○ (報酬)
	夜間勤務手当	○	○	○ (報酬)
	宿日直手当			○
	期末手当（1. 3月×2回）	○（2. 4月分）	○（月数は職員によって異なる）	○（2. 6月分）
(4) 年次有給休暇	6ヵ月につき5日	10日 (勤続年数1年を増すごとに基準日数に1日加算。最大20日)	10日 (勤続年数により最大6年間で10日加算)	10日間 1年間の勤務日が217日以上で任用の日から6ヵ月継続勤務し全勤務日数の8割以上出勤の場合 (勤続年数により最大6年間で10日加算)
(5) 特別休暇等	・夏季休暇及び忌引き	・夏季休暇及び忌引き	フルタイム・パートタイム共通 ■有給 ・公民権行使 ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として出頭 ・災害による出勤困難 ・忌引き・法要 ・結婚 ・夏季休暇 ■無給 ・産前産後、保育時間、妊産疾病 ・介護休暇、子の看護、介護時間 ・病気休暇、生理休暇 ・骨髄移植のため	
(6) 旅費	正職員の規定に基づき1級の職務にある者の例により支給	正職員の規定に基づき2級の職務にある者の例により支給	旅費規定に基づき2級以下の職務にある者の例により支給	旅費規定に基づき2級以下の職務にある者の例により支給。費用弁償により支給
(7) 分限及び懲戒	正職員に準じ、懲戒のみ	正職員に準じ、分限及び懲戒	正職員に準ずる	正職員に準ずる
(8) 保険加入	社会保険	共済加入又は社会保険	共済加入又は社会保険	社会保険
(9) 退職手当組合加入	—	一部の職員で該当あり	1ヶ月18日(7.45h/日)以上の勤務実績で引き続き12月を超える者	—